

熊本県公報

号外 第 54 号
平成 16 年 9 月 1 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 訓 令
○熊本県上津浦ダム操作規程……………(河 川 課) 1

本号で公布された訓令のあらまし

- ◇熊本県上津浦ダム操作規程
- 1 この規程は、上津浦ダムの操作に関し必要な事項を定めることとした。(第 1 条)
 - 2 ダムの用途について定めることとした。(第 2 条)
 - 3 貯水池の水位等について定めることとした。(第 3 条－第 6 条関係)
 - 4 貯水池の用途別利用について定めることとした。(第 7 条－第 9 条関係)
 - 5 洪水調節における洪水警戒体制について定めることとした。(第 10 条－第 14 条関係)
 - 6 貯留された流水の放流について定めることとした。(第 15 条－第 20 条関係)
 - 7 ダムに係る施設の計測、点検、整備について定めることとした。(第 21 条－第 23 条関係)
 - 8 この規程に定めるもののほか必要な事項は、細則で定めることとした。(第 24 条関係)
 - 9 この訓令は、平成 16 年 9 月 1 日から施行することとした。

訓 令

熊本県訓令第 28 号

本庁各部(局)課(総室・室)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県上津浦ダム操作規程を次のように定める。
平成 16 年 9 月 1 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県上津浦ダム操作規程

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)
 - 第 2 章 貯水池の水位等 (第 3 条－第 6 条)
 - 第 3 章 貯水池の用途別利用 (第 7 条－第 9 条)
 - 第 4 章 洪水調節等 (第 10 条－第 14 条)
 - 第 5 章 貯留された流水の放流 (第 15 条－第 20 条)
 - 第 6 章 計測、点検、整備等 (第 21 条－第 23 条)
 - 第 7 章 雑則 (第 24 条)
- 附則
- 第 1 章 総則
(趣旨)
 - 第 1 条 この規程は、上津浦ダム(以下「ダム」という。)の操作に関し必要な事項を定めるものとする。
(ダムの用途)
 - 第 2 条 上津浦ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給をその用途とする。
第 2 章 貯水池の水位等
(洪水)
 - 第 3 条 洪水は、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒 2.8 立方メートル以上である場合における当該流水とする。

- (水位)
- 第4条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。
- (常時満水位)
- 第5条 貯水池の常時満水位は、標高142.0メートルとする。
- (サーチャージ水位)
- 第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高151.5メートルとする。
- 第3章 貯水池の用途別利用
- (洪水調節等のための利用)
- 第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高142.0メートルから標高151.5メートルまでの容量230,000立方メートルを利用して行うものとする。
- (流水の正常な機能の維持のための利用)
- 第8条 流水の正常な機能の維持は、標高121.0メートルから標高142.0メートルまでの容量210,000立方メートルのうち、最大160,000立方メートルを利用して行うものとする。
- (水道用水の供給のための利用)
- 第9条 水道用水の供給は、標高121.0メートルから標高142.0メートルまでの容量210,000立方メートルのうち、最大50,000立方メートルを利用して行うものとする。
- 第4章 洪水調節等
- (洪水警戒体制)
- 第10条 天草地域振興局土木部長(以下「部長」という。)は、洪水が予想されるときは、細則で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。
- (洪水警戒体制時における措置)
- 第11条 部長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。
- (1) 熊本県土木部河川課その他細則に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置
- (洪水調節等)
- 第12条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合は、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。
- 2 水位が標高150.5メートルに達した場合は、江河内川の取水堰の流水遮断ゲートを全閉するものとする。
- (洪水調節等の後における水位の低下)
- 第13条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。
- (洪水警戒体制の解除)
- 第14条 部長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。
- 第5章 貯留された流水の放流
- (貯留された流水の放流を行うことができる場合)
- 第15条 ダムによって貯留された流水は、この規程に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流を行うことができる。
- (1) 第21条の規定により、ダム本体、貯水池その他ダムに係る施設(以下「ダム本体等」という。)の点検及び整備を行うため特に必要があるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で細則に定めるとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量の制度は、毎秒0.702立方メートルとする。
- (放流の原則)
- 第16条 部長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めなければならない。
- (流水の正常な機能の維持のための放流)
- 第17条 部長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表第1に掲げる水量を確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。
- (水道用水の供給のための放流)
- 第18条 部長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合には、別表第2に掲げる水量を確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。
- (放流に関する通知等)
- 第19条 部長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則に定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。
- (ゲート及びバルブの操作)
- 第20条 放流管から放流を行う場合のゲート及びバルブ(以下「ゲート等」という。)の操作については、細則で定める。
- 第6章 計測、点検、整備等
- (計測、点検及び整備)
- 第21条 部長は、ダム本体等を常に良好に保つため、必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

- 2 部長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより、基準を定めなければならない。
 (観測)
 第22条 部長は、ダムを操作するため細則に定める気象及び水象の観測を行わなければならない。
 2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。
 (記録)
 第23条 部長は、ゲート等を操作し、第21条の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則に定める事項を記録しておかなければならない。
 第7章 雑則
 (細則)
 第24条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のため必要な手続その他の細則は、知事が定める。
 附 則
 この訓令は、平成16年9月1日から施行する。

別表第1 (第17条関係)
 (単位 毎秒立方メートル)

地 点 名	期 間	水 量
上津浦ダム地点		
ア ダムの直下流地点	通年	0.002
イ ダムから直接取水管へ接続する地点	通年	0.005
		(1日当たり400立方メートル)
谷合橋地点	4月13日～4月20日	0.069
	4月21日～8月5日	0.044
	8月6日～4月12日	0.009
江河内川取水堰地点	通年	0.006

備考 江河内川取水堰地点については、地点水量が毎秒0.006立方メートルを下回った場合には流入量に相当する量を放流するものとする。

別表第2 (第18条関係)
 (単位 毎秒立方メートル)

地 点 名	期 間	水 量
上津浦ダム地点		
ダムから直接取水管へ接続する地点	通年	0.009
		(1日当たり800立方メートル)

